

別紙第2

勸告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）等を改正することを勧告する。

平成17年4月の官民の給与較差に基づく給与改定のための関係法律の改正

1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額
額の限度を306,900円とすること。

(イ) 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職にあるものに対
する支給月額
額の限度を50,000円とすること。

イ 扶養手当について

配偶者に係る手当の月額を13,000円とすること。

ウ 勤勉手当及び期末特別手当について

(ア) 勤勉手当の支給割合

a 平成17年12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.75月分（特定幹部職員にあっては、0.95月分）とすること。

b 平成18年度以降については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.925月分）とすること。

(イ) 期末特別手当の支給割合

12月に支給される期末特別手当の支給割合を1.75月分とすること。

(ウ) 再任用職員の勤勉手当及び期末特別手当の支給割合

a 12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分（特定幹部職員にあっては、0.5月分）とすること。

b 平成17年12月に支給される期末特別手当の支給割合を1.0月分とすること。

c 平成18年度以降については、6月及び12月に支給される期末特別手当の支給割合をそれぞれ0.85月分及び0.95月分とすること。

エ 委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当について

一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当の勤務1日についての通常の場合における支給額の限度を37,800円とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

給与構造の改革のための関係法律の改正

1 一般職の職員の給与に関する法律等の改正

(1) 俸給表

の1の(1)による改定後の俸給表を別記第4のとおり改定すること。

新俸給表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

(2) 昇給制度について

昇給制度について、次のように改めること。

ア 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績等に応じて、人事院規則の定めるところにより行うものとする。

イ アの場合における昇給の号俸数は、アに定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸（(1)による改定後の行政職俸給表(→)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及びこれに相当する職員として人事院規則で定めるものにあつては、3号俸）とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、55歳（人事院規則で定める職員にあつては、

56歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの)を超える職員を昇給させる場合の号俸数は、アに定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を2号俸とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

ウ 職員は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて昇給しないものとする。

エ 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならないものとする。

(3) 諸手当

ア 地域手当について

(ア) 一般職の職員の給与に関する法律第11条の3の規定による調整手当を、次のとおり、地域手当に改めること。

a 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給すること。その地域に近接し、かつ、民間における賃金水準等に関する事情がその地域に準ずる区域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

b 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の表に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、同表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

| 級地 | 支給割合 |
|-----|---------|
| 1級地 | 100分の18 |
| 2級地 | 100分の15 |
| 3級地 | 100分の12 |
| 4級地 | 100分の10 |

| | |
|------|---------|
| 5 級地 | 100分の 6 |
| 6 級地 | 100分の 3 |

c 地域手当の級地は、人事院規則で定めること。

(イ) 地域手当の特例は、次のとおりとすること。

a 大規模空港に係る特例

設置に特別の事情がある大規模な空港の区域であって、当該区域内における民間の事業所の設置状況、当該民間の事業所の従業員の賃金等に特別の事情があると認められる区域として人事院規則で定めるものに所在する官署に在勤する職員には、(ア)にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の15を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給すること。

なお、これに伴い、一般職の職員の給与に関する法律第11条の5の規定による調整手当は、廃止すること。

b 医師及び歯科医師に係る特例

一般職の職員の給与に関する法律第11条の4の規定による調整手当を地域手当に改め、1級地及び2級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤する医療職俸給表(一)の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。)には、当分の間、(ア)及びaにかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額地域手当を支給すること。

c 特別の法律に基づく移転等に係る特例

一般職の職員の給与に関する法律第11条の6の規定による調整

手当を地域手当に改めること。

d 異動した職員等に係る特例

一般職の職員の給与に関する法律第11条の7の規定による調整手当を異動等の円滑な実施を図るための地域手当に改めること。
また、aにより地域手当の支給を受けていた職員が異動した場合等には、aにより受けていた地域手当の支給割合を基礎としてこの特例を適用すること。

(ウ) 地域手当を算出基礎とする給与及び地域手当と調整を要する給与の範囲等については、調整手当における取扱いと同様とすること。

イ 委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当について

一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当の勤務1日についての通常の場合における支給額の限度を35,300円とすること。

ウ 暫定筑波研究学園都市移転手当について

暫定筑波研究学園都市移転手当は、廃止すること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

の2の(1)による改定後の俸給表を別記第6のとおり改定すること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

の3の(1)による改定後の俸給表を別記第7のとおり改定すること。

改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための法律の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、 の 1 の(2)のウの(ア)の b 及び(ウ)の c、 並びに の 3 の(1)から(3)までについては、平成18年4月1日から実施すること。

2 平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置

(1) 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、期末手当基礎額又は期末特別手当基礎額に、当該期末手当等の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、ア及びイに掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当等は、支給しないこととすること。

ア 平成17年4月1日（その日の翌日以後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及び暫定筑波研究学園都市移転手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- イ 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額
- (2) 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において特別職に属する国家公務員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものについては、(1)の額の算定に関し所要の措置を講ずること。

3 経過措置

(1) 差額の支給

ア による改定後の俸給表の適用の日(以下「切替日」という。)における俸給月額が切替日の前日において受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、その者の受ける俸給月額が同日に受けていた俸給月額(俸給表の適用を異にして異動した場合その他の人事院の定める事由に該当する場合にあっては、人事院の定める額。以下「切替前俸給月額」という。)に達するまでの間、切替前俸給月額とその者の受ける俸給月額との差額に相当する額を支給すること。切替日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員についても、これに準じて差額に相当する額を支給すること。

イ アの差額に相当する額は、一般職の職員の給与に関する法律の規定の適用については、同法に規定する俸給に含まれるものとする。

(2) 昇給に関する特例措置

平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における の1の(2)

の昇給については、 の 1 の(2)のイ中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」と、「2号俸」とあるのは「1号俸」とすること。

(3) 地域手当の支給割合の特例措置

平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、 の 1 の(3)のアの(ア)のb中「支給割合を」とあるのは「支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を」とし、 の 1 の(3)のアの(イ)のb中「100分の15」とあるのは「100分の15を超えない範囲内で人事院規則で定める割合」とすること。

(4) その他所要の経過措置

(1)から(3)までに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。